

市長交際費の支出及び公表に関する基準

（趣旨）

第1条 この基準は、市長又はその代理の者が公正で透明な市政を推進するため、市を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「市長交際費」という。）の支出及び執行状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支出に関する基準）

第2条 市長交際費は、市政運営上必要と認められる者との交際において、社会通念上妥当と認められる範囲内の額を支出するものとし、その支出区分等は次表のとおりとする。

支出区分	支出内容	支出金額
慶祝費	祝賀会、式典等の行事に支出する経費	10,000 円以内
弔慰金	市行政委員等の死亡に際する香料等の経費	※別表参照
会議・参加費	各種会議、懇談会等の参加に係る経費	応分負担額
見舞金	市行政関係者等の病気・負傷・災害等の見舞金及び見舞品	10,000 円以内
賛助金	各種団体等の活動趣旨及び目的に賛同し支出する経費	10,000 円以内
渉外費	外部との公の意見交換、情報収集又は折衝に必要な経費	都度定める額
市長賞費	学術、文化、芸術、スポーツ等の分野において、市民の誇りとなる顕著な功績を挙げ、本市の名声を高めたものに市長賞を贈呈する経費	都度定める額
その他	上記いずれの区分にも属さないもの	10,000 円以内

2 前項に規定するもののほか、市長が特に必要と認める場合は、予算の範囲内で支出することができる。

(公表に関する基準)

第3条 市長交際費について、次に掲げる項目を公表する。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項各号に掲げる情報のうち個人情報の保護のため、特に必要と認められる場合には、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 公表は、半期毎に行うものとし、上半期(4~9月)はその年度の10月末まで、下半期(10~3月)は翌年度の4月末までに行うものとする。

4 公表の方法は、御所市のホームページに掲載するものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年10月16日から施行する。

【別表】

区 分	本 人		実父母及び 同居の親族
	弔 辞	香 料	香 料
特別職	○	10,000	10,000
国会議員・県会議員・市会議員	○	10,000	10,000
教育委員		10,000	10,000
選挙管理委員		10,000	10,000
公平委員		10,000	10,000
固定資産評価審査委員		10,000	10,000
農業委員		10,000	10,000
民生児童委員		10,000	10,000
監査委員		10,000	10,000
人権擁護委員		10,000	10,000
自治会長		10,000	10,000
各種委員		10,000	
消防団		10,000	
市功労者	○	10,000	
市選奨者		10,000	
市職員	○		
市長が特に必要と認める者		10,000	10,000
備 考	※ 同居の親族の場合は、配偶者及び1親等以内 の血族・姻族、配偶者の子 ※ 消防団員の同居の親族は担当課が参列		